



2025 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社YE DIGITAL
代表者名 代表取締役社長 玉井 裕治
(コード: 2354、スタンダード市場)
問合せ先 取締役執行役員
管理本部長 本松 隆之
(TEL. 093-522-1010)

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（金銭）決定
並びに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての報酬等
の額及び内容に関するお知らせ**

当社は、2025 年 3 月 31 日開催の取締役会において、2025 年 5 月 23 日開催予定の第 48 回定時株主総会（以下、「本総会」という。）で承認可決されることを条件に監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭による報酬額を決定すること、並びに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、本総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（金銭）の決定について

当社取締役の報酬額は、2022 年 5 月 20 日開催の第 45 回定時株主総会において、年額 200 百万円以内（うち社外取締役分は 20 百万円以内）とご承認をいただいておりますが、本総会で承認可決さえることを条件に監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額（金銭）の定めを廃止し、新たに、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額（金銭）を年額 200 百万円以内（うち社外取締役年額 20 百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は除く。）とすることにつき、議案を本総会に付議する予定です。

本件は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、当社の取締役の報酬等にかかる決定方針に沿って取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は 6 名（うち社外取締役 3 名）であり、本総会において別途付議を予定しております、定款一部変更議案、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案を原案どおりご承認いただいた場合、取締役は 2 名（うち社外取締役 0 名）となります。

本件は、本総会において別途付議を予定しております、定款一部変更議案における定款変更の効力発生

を条件として、その効力を生じるものといたします。

Ⅱ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容

1．提案の理由

当社は、2015 年より株式報酬型ストック・オプションを導入し、その後、2022 年 5 月 20 日開催の第 45 回定時株主総会において、年額 200 百万円以内（うち社外取締役分は 20 百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は除く。）、新株予約権の個数を 2,500 個以内（うち社外取締役分は 250 個以内）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

当社は、本総会で承認可決されることを条件に監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の株式報酬型ストック・オプションを廃止する一方、従来どおり、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 200 百万円以内（うち社外取締役分は 20 百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は除く。）、新株予約権の個数を 2,500 個以内（うち社外取締役分は 250 個以内）とすること及びその内容につき、議案を本総会に付議する予定です。

株式報酬型ストック・オプションの目的、経済情勢や社会水準他当社を取り巻く経営環境、取締役の役割や責務、当社の業績状況、当社の取締役の報酬等にかかる決定方針その他諸般の事情を考慮して取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は 6 名（うち社外取締役 3 名）であり、本総会において別途付議を予定しております、定款一部変更議案、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案を原案どおりご承認いただいた場合、取締役は 2 名（うち社外取締役 0 名）となります。

本件は、本総会において別途付議を予定しております、定款一部変更議案における定款変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものといたします。

2．報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の総数

各事業年度において 2,500 個（うち社外取締役分は 250 個）を年間の上限とする。

（2）目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、付与株式数は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が普通株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

（3）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受

けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルの公正な算定方式により算定された新株予約権の公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当社の取締役又は使用人のいずれの地位も喪失した日の翌日から5年以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

[ご参考]当社執行役員に対しても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と同様に株式報酬型ストック・オプションとして、上記2.(2)ないし(9)と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割当てる予定です。

以 上